

包括的地域連携に関する協定書

滑川市（以下「甲」という。）と株式会社北陸銀行（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に連携し、相互の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の活性化や課題解決に対し迅速かつ的確に対応することにより、滑川市の「ひと・まち・産業（しごと）」の一層の発展を目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地域企業の振興、6次産業化支援と雇用の維持拡大
- (2) 創業支援及び企業立地の推進
- (3) 若者の定住化とI・J・Uターンの促進
- (4) 子育て支援と人材育成、確保
- (5) 自治体連携融資制度の拡充、推進
- (6) その他、目的を達成するために必要な事項

2 前項各号に定める事項の具体的な取組内容及び実施方法については、別途協議するものとする。

（協定の期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から2年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1カ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、さらに2年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲乙協議の上、これを決定する。

この協定を締結したことを証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成27年9月29日

甲 滑川市寺家町104番地

滑川市長

上田昌孝

乙 富山市堤町通り一丁目2番26号

株式会社北陸銀行

取締役 頭取

庵茶伸